

久留米市障害者地域生活支援協議会について

1 協議会の設置根拠（障害者総合支援法第89条の3）

関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びにその他の関係者が、相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等への連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として、地方公共団体が設置します。

2 主な機能

① 障害のある方を地域で支えるネットワークを構築する**地域支援機能**

地域ネットワークの中核組織として、市内の社会資源を繋ぎ、地域で暮らす障害のある方を地域全体で支えます。

② 基幹相談支援センター及び障害福祉サービス事業所等に対する**評価機能**

基幹相談支援センター及び障害福祉サービス事業所等の運営状況等について評価します。また、障害福祉サービス事業所等については、必要に応じて指定の可否に関する意見を述べます。

③ 地域における障害保健福祉に関する課題や情報を収集・提供する**情報支援機能**

地域で暮らす障害のある方を支えるために、障害福祉サービス事業者等と情報交換を行い、地域における課題や情報を収集し、提供します。

④ 障害福祉計画の策定・変更または達成状況について意見を述べる**施策提案機能**

市が策定する障害者計画や障害福祉計画等について、必要に応じて意見を述べます。

3 協議会の構成

久留米市障害者地域生活支援協議会は、（通称）全体会と部会及び分科会で構成しています。

◎ **全体会**

地域の実情や、各部会からの報告を受けて、地域課題等を確認し、市へ報告・提案を行います。また、基幹相談支援センターの運営状況について確認します。

○ **施策推進部会**

5つの分科会を通じて、地域における障害者等への支援体制に関する課題を整理し、対応策等の検討を行います。

・ **分科会**

ことも、おとな、当事者、重症心身障害児者、相談支援の各テーマに分かれて、地域における課題や対応策を整理し、施策推進部会に提案を行います。

○ **権利擁護部会**

障害者に対する虐待の早期発見・早期予防や、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組み等について研究・検討を行います。

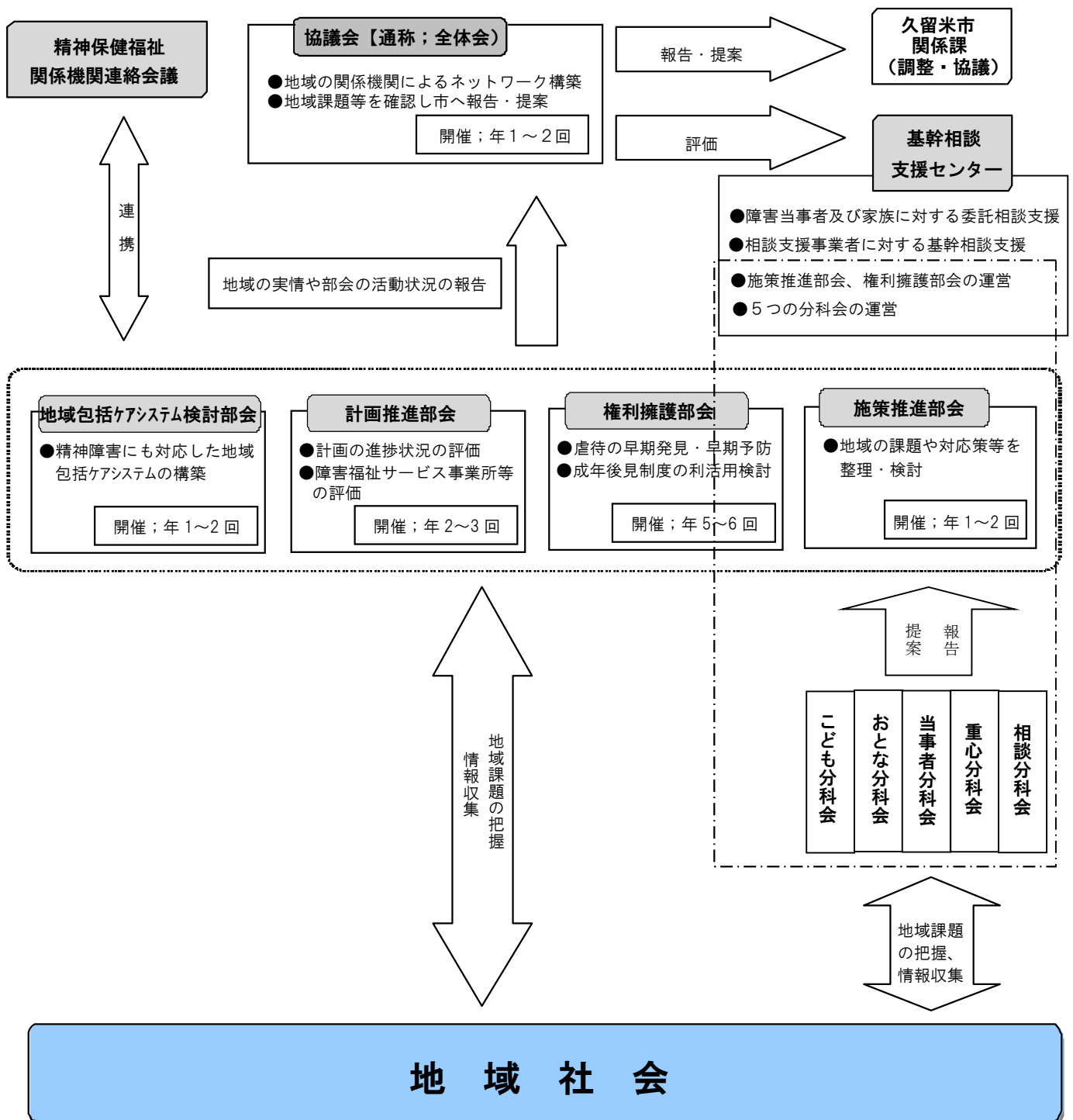
○ **計画推進部会**

現計画の推進に関し、進捗状況の評価、及び社会資源の活用・整備等について研究・検討を行います。また、障害福祉サービス事業所の評価等を行います。

○ **地域包括ケアシステム検討部会**

「精神保健福祉関係機関連絡会議」と連携し、「地域包括ケアシステム」についての研究・検討を行い、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる体制づくりについて協議を行います。

久留米市障害者地域生活支援協議会・組織図



久留米市の現状と障害福祉施策について

1 障害者の状況

(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳合計で18,166人

【内訳】

身体障害者手帳 11,956人(65.8%)
 療育手帳 2,691人(14.8%)
 精神障害者保健福祉手帳 3,519人(19.4%)

(2) 期間中(平成28年度末～令和2年度末)799人の増加(+4.6%)。

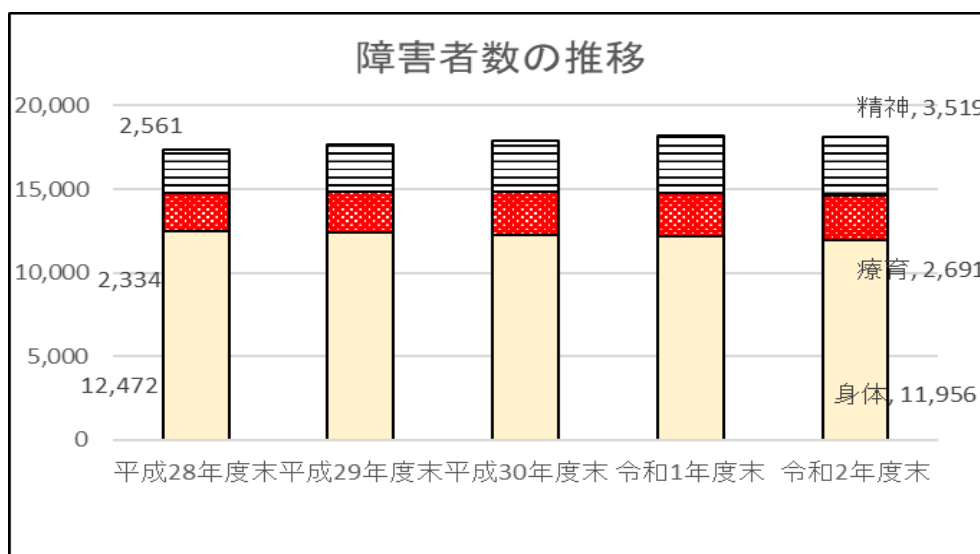
【内訳】

身体障害者手帳 516人の減少(△4.1%)
 療育手帳 357人の増加(+15.3%)
 精神障害者保健福祉手帳 958人の増加(+37.4%)

(3) 障害者手帳所持者の推移

(単位:人、%)

障害区分	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和1年度末	令和2年度末	差(R2-H28)	(R2-H28)/H28
身体	12,472	12,399	12,272	12,190	11,956	-516	-4.14%
療育	2,334	2,427	2,545	2,594	2,691	357	15.30%
精神	2,561	2,875	3,054	3,437	3,519	958	37.41%
計	17,367	17,701	17,871	18,221	18,166	799	4.60%



(4) 令和2年度障害者手帳所持者の年齢構成 (3障害)

① 3障害合計での障害者手帳所持者の年齢構成

・手帳所持者のうち、65歳以上の方で約半数(52.2%)を占める。

② 身体障害者手帳所持者

・65歳以上の方 : 73.0%

③ 療育手帳所持者

・18歳~64歳の方 : 67.3%

④ 精神障害者手帳

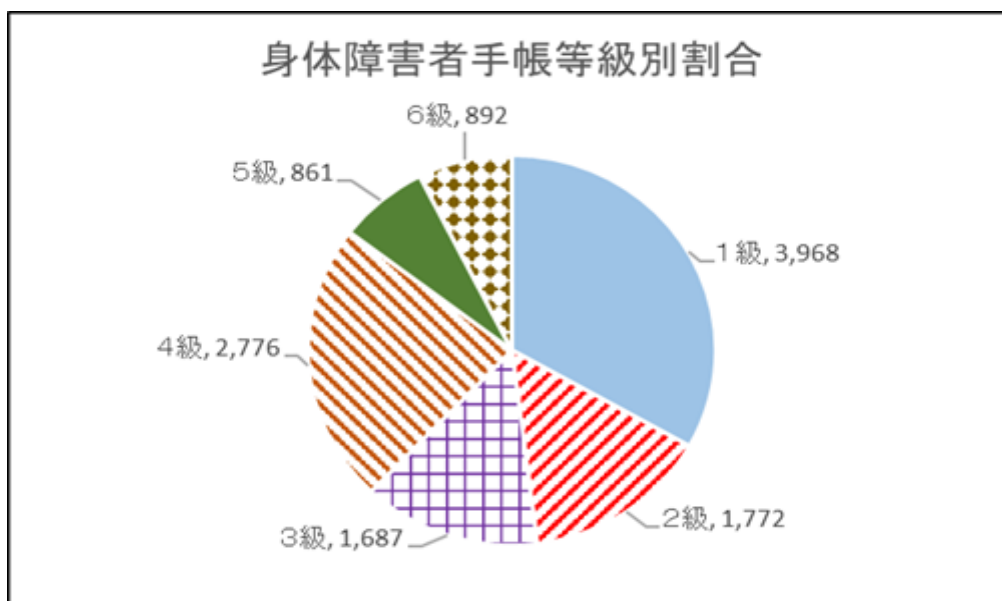
・18歳~64歳の方 : 80.3%

(単位:人、%)

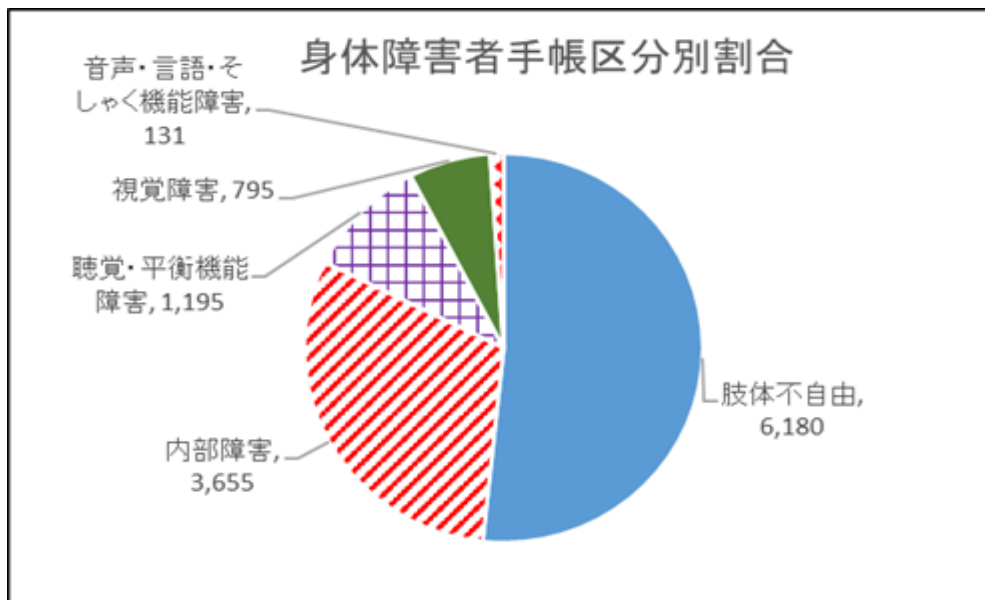
年齢	身体障害		知的障害		精神障害		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
0~17歳	230	1.9%	679	25.2%	138	3.9%	1,047	5.8%
18~64歳	2,994	25.0%	1,812	67.3%	2,825	80.3%	7,631	42.0%
65歳以上	8,732	73.0%	200	7.4%	556	15.8%	9,488	52.2%
合計	11,956	100.0%	2,691	100.0%	3,519	100.0%	18,166	100.0%

(4) 身体障害者手帳所持者 (令和2年度)

① 等級別では、1級が最も多く、1・2級を合わせた重度障害者が5,740人となり、全体の48.0%を占める。

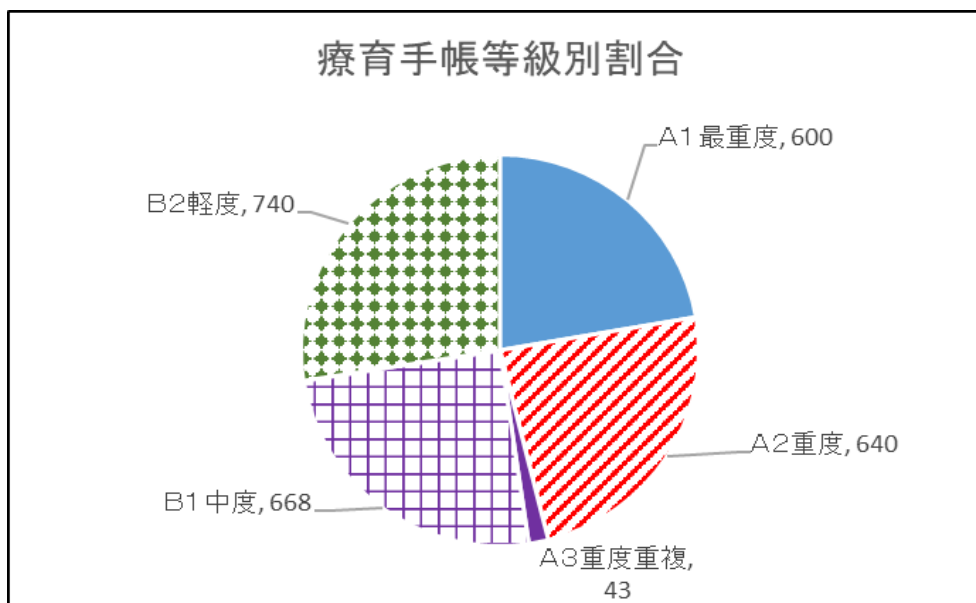


- ② 区分別では、肢体不自由の所持者が最も多く6,180人と全体の53%を占める。次に、内部障害の方が3,655人29%を占め、両障害で全体の82%を占めている。



(5) 療育手帳所持者（知的障害者）（令和2年度）

- ① A1最重度とA2重度を合わせて1,240人であり、全体の48%を占める。
 ② B1中重度とB2軽度の前年度伸び率が、他の区分に比べて大きい。



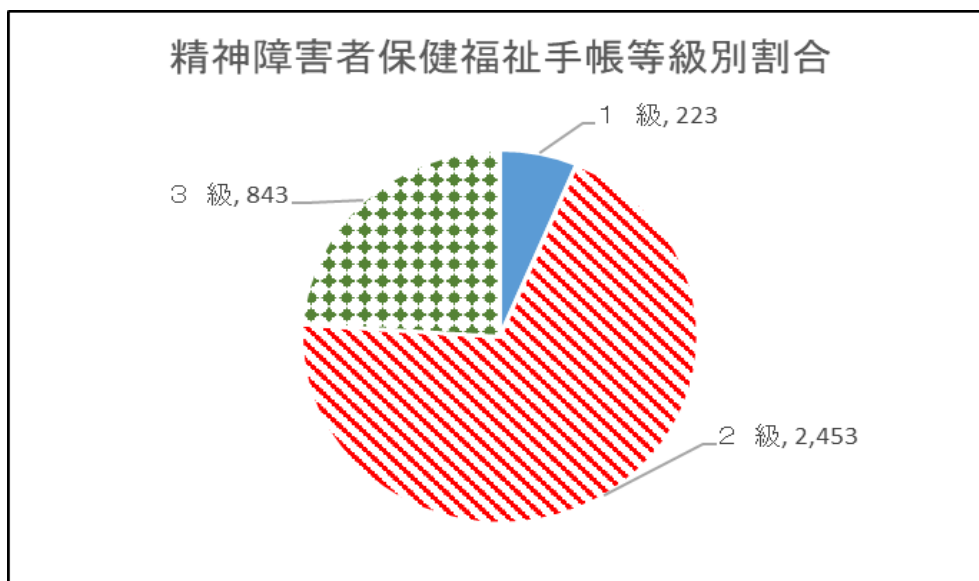
(単位：人、%)

年度	H28		H29		H30		R1		R2	
	所持者数	所持者数	前年度比	所持者数	前年度比	所持者数	前年度比	所持者数	前年度比	
A 1 (最重度)	587	601	2.4%	610	1.5%	593	-2.8%	600	1.2%	
A 2 (重度)	591	603	2.0%	623	3.3%	621	-0.3%	640	3.1%	
A 3 (重度重複)	35	36	2.9%	38	5.6%	42	10.5%	43	2.4%	
B 1 (中度)	590	608	3.1%	634	4.3%	648	2.2%	668	3.1%	
B 2 (軽度)	531	579	9.0%	640	10.5%	690	7.8%	740	7.2%	
合計	2,334	2,427	4.0%	2,545	4.9%	2,594	1.9%	2,691	3.7%	

(6) 精神障害者手帳、自立支援医療精神通院

① 手帳所持者数 (令和2年度)

(A) 2級が最も多く2,453人であり、全体の69%を占める。

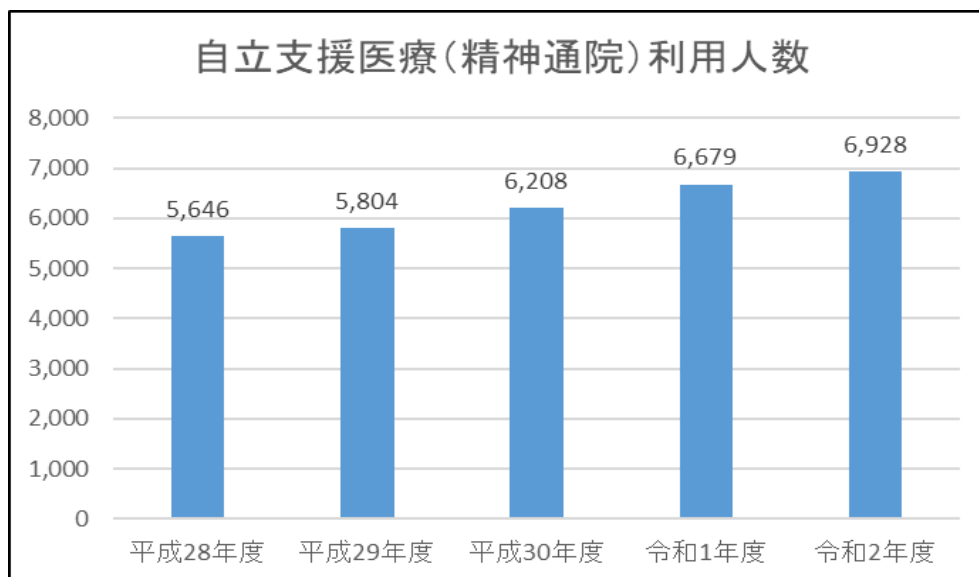


(単位：人、%)

年度	H28		H29		H30		R1		R2	
	所持者数	所持者数	前年度比	所持者数	前年度比	所持者数	前年度比	所持者数	前年度比	
1級	206	205	-0.5%	198	-3.4%	226	14.1%	223	-1.3%	
2級	1,762	2,003	13.7%	2,116	5.6%	2,357	11.4%	2,453	4.1%	
3級	593	667	12.5%	740	10.9%	854	15.4%	843	-1.3%	
合計	2,561	2,875	12.3%	3,054	6.2%	3,437	12.5%	3,519	2.4%	

② 自立支援医療（精神通院医療）

- (A) 自立支援医療（精神通院医療）の利用者は令和2年度で6,928人であり、期間中（平成28年度～令和2年度）、1,282人の増加。（+22.7%）
- (B) 自立支援医療精神通院利用者は、精神障害者手帳所持者の約2.0倍。



※自立支援医療（精神通院医療）：精神疾患のために継続した通院治療を受ける必要がある場合、指定医療機関での自己負担額は、原則として医療費の1割負担となる。

2 障害福祉サービス事業所等の状況

(1) 増加が顕著な事業所

サービス名	内容
①放課後等デイサービス	就学中の障害児に授業終了後又は夏休み等休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。
②共同生活援助	共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護など、日常生活上の援助を行う。
③障害児相談支援	障害児または家族の心身の状況、環境、意向等を聞き取り、「障害児支援利用計画」を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行う。
④就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。 A型＝雇用契約を結ぶ、B型＝雇用契約を結ばない

事業所数の推移

		平成30年度末	令和1年度末	令和2年度末	R2-H29
訪問系	居宅介護	59	59	61	2
	重度訪問介護	46	47	49	3
	行動援護	3	3	3	0
	同行援護	26	28	29	3
日中活動系	生活介護	25	26	29	4
	療養介護	1	1	1	0
	短期入所	24	22	27	3
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	5	4	4	-1
	就労移行支援	9	7	8	-1
	就労継続支援A型	27	29	32	5
	就労継続支援B型	32	36	40	8
	就労定着支援	0	4	5	5
居住系	共同生活援助	30	32	38	8
	施設入所支援	12	12	12	0
相談支援	計画相談支援	30	31	35	5
	地域移行支援	18	17	19	1
	地域定着支援	18	17	19	1
障害児通所支援	児童発達支援	20	18	22	2
	放課後等デイサービス	33	37	42	9
	保育所等訪問支援	2	3	4	2
児相談	障害児相談支援	18	22	27	9

久留米市指定のみ（基準該当除く）

3 久留米市の障害福祉施策について

(1) 「第3期障害者計画」、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の概要

① 第3期障害者計画（平成30年度～令和5年度の6ヵ年計画）

基本理念

誰もが 自分らしく生きがいを持ち 支え合いながら
安心して暮らし続けられる まちの実現に向けて

5つの基本目標	施策（★は重点施策）
<p><基本目標1> 壁をなくし認め合って生きるために 【啓発・広報、生活環境】</p>	<p>1. ノーマライゼーションの意識啓発の充実★ 2. 情報アクセシビリティの向上 3. 障害者にやさしいまちづくりの推進</p>
<p><基本目標2> 安全と安心のために 【差別解消・権利擁護、防災・防犯】</p>	<p>1. 差別の解消、権利擁護の推進★ 2. 防災・防犯対策の推進★</p>
<p><基本目標3> 支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために 【療育・保育・教育】</p>	<p>1. 障害の早期発見・早期対応 2. 療育・保育・教育の切れ目のない支援★ 3. 療育の充実 4. 学校教育の充実</p>
<p><基本目標4> 自立して暮らし続けるために 【雇用・就労、生活支援、保健・医療】</p>	<p>1. 一般就労の促進 2. 福祉的就労の充実 3. 就労支援の充実 4. 住まいの確保と居住支援の充実★ 5. 在宅福祉サービスなどの充実★ 6. 外出支援の充実 7. 経済的支援の充実 8. 相談支援体制の充実 9. 保健サービスの充実 10. 医療サービスの充実</p>
<p><基本目標5> 生きがいを持って自分らしく生きるために 【日中活動、社会活動】</p>	<p>1. 日中活動の促進 2. スポーツ・文化活動への参加促進 3. 社会教育の充実 4. 地域活動や国内外交流の促進★ 5. ボランティアなどの育成・活動促進</p>

② 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和3年～令和5年度3ヵ年計画）

(A) 成果目標

- ・国が示す「基本指針」では、計画期間中の取り組みの達成度を評価する指標として、以下の7つの項目が設定されており、これに沿って市の目標を定めている。

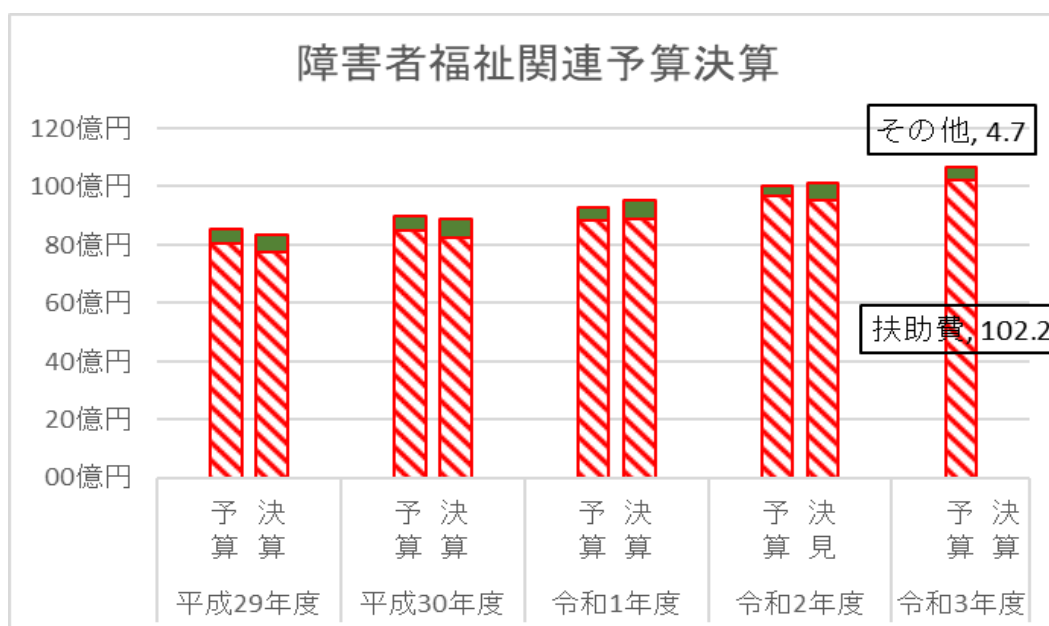
No	項目
1	福祉施設入所者の地域生活への移行
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実
4	福祉施設から一般就労への移行等
5	障害児支援の提供体制の整備
6	相談支援体制の充実・強化等
7	障害福祉サービス等の質の向上

(B) 活動指標

- ・国が示す「基本指針」に即し、成果目標を実現するための活動指標として、「障害福祉サービス・相談支援」、「障害児通所支援・相談支援」、「地域生活支援事業」の必要見込量、推計の考え方、見込量確保のための方策など定めている。

(2) 障害者福祉課予算の概要

- ① 障害者福祉課における令和3年度当初予算額は、106億9千万円（前年度比+6.4%）。期間中（平成29年度～令和3年度）は、21億6千万円の増加（+25.3%）。
- ② うち、扶助費が96%を占める。期間中は21億7千万円の増加。
※扶助費・・・社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害者等に対して行っている様々な支援に要する義務的経費。
- ③ その他の予算については、期間中に10千万円の減少。



(3) 主な施策

① 令和元年、令和2年度に取り組んだ主な施策

* 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定

前計画が令和2年度末に終了することに伴い、国の基本指針や地域生活支援協議会計画推進部会の意見などを踏まえ、本市における障害福祉サービス等の見込み量とその確保のための方策を定めた「第6期久留米市障害福祉計画・第2期久留米市障害児福祉計画」を策定。(計画期間：R3年～5年度)

* 地域生活支援拠点等の設置

本市では、平成30年度より地域生活支援協議会計画推進部会で協議を行い、拠点機能のうち「緊急時の受入れ」を中心に整備を検討。拠点整備の方針として「緊急事態が起きる前の平常時に、支援体制の充実を図る」とし、具体的には、「平常時に指定相談支援事業所や基幹相談支援センターを中心に、個々の障害者に対し緊急事態に備えた支援方法をあらかじめ構築し、緊急事態が発生した際に迅速な対応を行う」ことで拠点を設置。

* 新型コロナウイルス感染予防にかかる事業所向けの取組み

新型コロナウイルス感染拡大への対応を行いつつ、利用者に対して必要なサービスを継続して提供するために、障害福祉サービス事業所等に対する指定基準の臨時的取扱いの適用、事業所職員に対する新型コロナウイルス対策研修会の開催や事業所に対し感染予防専門家の派遣等を行い、さらに、延415事業所に対し総額71百万円の新型コロナ対策の補助金を交付した。

② 令和3年度に取り組む主な施策

* 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点について令和3年度より運用を開始。拠点の運用については、地域生活支援協議会計画推進部会に報告を行い、同部会における評価や意見を次期以降の運用に反映し、拠点機能の改善や強化を図る。

* 新型コロナウイルス感染予防にかかる事業所向けの取組み

新型コロナウイルス感染防止対策として、令和2年度より障害福祉サービス事業所等従事者へのPCR検査(無償)を継続して行い、さらに、事業所従事者に対して新型コロナワクチンの優先接種を実施している。

* 重層的支援体制整備への取組み

各支援関係機関が属性や世代に関わらず包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した支援ニーズに対しては全体で課題を整理し、適切な支援につなげる。あわせて、様々な困りごとを抱えながらも、支え合い暮らしていける関係性を地域の中に育む。